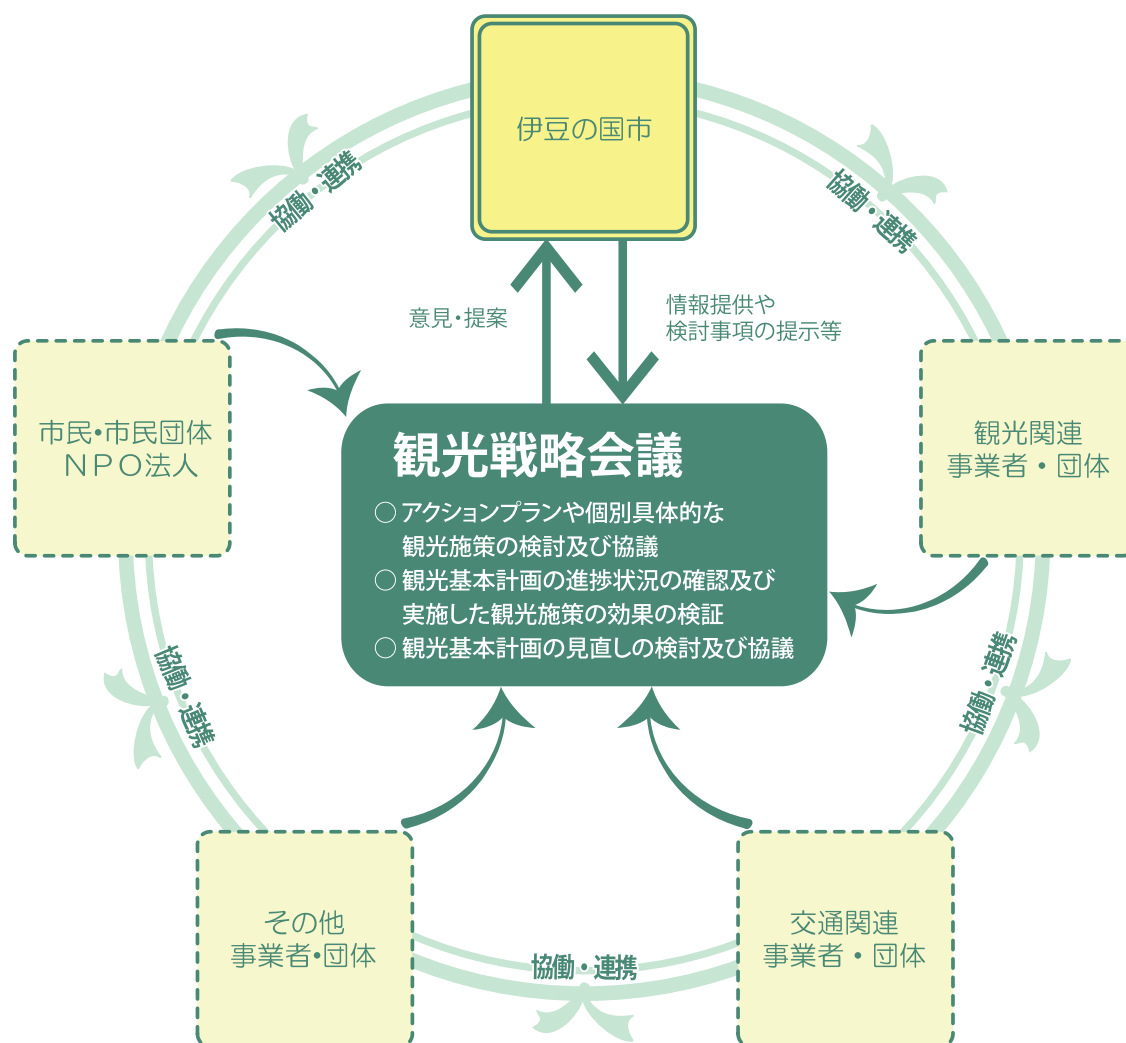


観光基本計画の推進体制

- ◆ 観光基本計画策定後は、「観光戦略会議（仮称）」を設置し、以下の体制で、基本計画に示された施策を推進します。
- ◆ 観光施策の推進に当たっては、行政や観光関連事業者及び団体等が、役割分担をしながら効果的な事業展開を図ります。また、市民を含めた関係者との協働、連携に努め、結びつきを深めながら、多くの意見を取り入れて進めます。



伊豆の国市観光基本計画

平成 27 年 3 月発行

編集・発行：伊豆の国市観光課

〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡 340-1